

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年9月18日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年10月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成24年9月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
辺池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 辺池地区	丸亀市産業文化部農 林水産課
江の浦池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 江の浦池地区	”
西沖地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西沖1号地区	”
西沖2号地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西沖2号地区	”